明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）　一
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同一二五）　二
〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学一八九）　三
○名勝に指定する件（同一九〇）　四
○天然記念物に指定する件（同一九一）　六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一九二）　七
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一九三）　九
○史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件（同一九四）　一四
○史跡に地域を追加して指定する件（同一九五）　一五
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一九六）　一六
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一九七）　一七
○記念物を登録記念物に登録する件（同一九八）　一八
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一九九）　一九
○文化的景観に地域を追加して選定する件（同二〇〇）　二〇
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産二二四八）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成二十九事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○厚生労働省令第百二十四号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十五日

厚生労働大臣　根本　匠

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三章　研修	（新設）
第十九条の二　法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。	
一　一般社団法人日本専門医機構	
二　一般社団法人日本内科学会	
三　公益社団法人日本小児科学会	
四　公益社団法人日本皮膚科学会	
五　公益社団法人日本精神神経学会	
六　一般社団法人日本外科学会	
七　公益社団法人日本整形外科学会	
八　公益社団法人日本産科婦人科学会	
九　公益財団法人日本眼科学会	
十　一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会	
十一　一般社団法人日本泌尿器科学会	
十二　一般社団法人日本脳神経外科学会	
十三　公益社団法人日本医学放射線学会	
十四　公益社団法人日本麻酔科学会	
十五　一般社団法人日本病理学会	
十六　一般社団法人日本臨床検査医学会	
十七　一般社団法人日本救急医学会	
十八　一般社団法人日本形成外科学会	
十九　公益社団法人日本リハビリテーション医学会	
第十九条の三　法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（新設）
一　前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合	